

長久手市公私連携保育法人募集要項

1 概要

本事業は、市が洞保育園を令和7年4月1日から民営化するに当たり、施設の管理・運営を継続的かつ安定的に行い、質の高い保育を提供することのできる児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の8に規定する公私連携保育法人を募集するもの。

なお、公私連携保育法人に決定した者（以下、「公私連携保育法人予定者」という。）は、本市と市が洞児童館の委託契約を締結するものとする。（本募集要項4頁「11児童館事業等」参照）

2 法人の要件

認可保育所（小規模保育事業、保育所型認定こども園を含む）を運営している社会福祉法人、学校法人、特定非営利活動法人又は株式会社

3 応募資格について

応募資格は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 愛知県内において認可保育所（幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、小規模保育所を含む。）を運営していること。
- (2) 保育所を運営するために必要な経営基盤及び社会的信望を有し、社会福祉事業に熱意と識見を有すること。
- (3) 本市の保育行政を理解し、これに積極的に協力する意志を有すること。
- (4) 公私連携保育所の運用財産として年間事業費6分の1以上の資金を普通預金・当座預金等により有していること。
- (5) 直近の会計年度において、他の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 長久手市暴力団排除条例（平成24年条例第8号）に基づく排除対象者
ウ 本市の指名停止措置を、申請の日から審査決定通知日までの間に受けた者

エ 直近3か年において国税、都道府県税及び市町村税を滞納している者

オ 児童福祉法第35条第5項第4号イからルに列挙される、いずれかの事由に該当すること。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立がなされている者

キ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、民事再生手続開始の申立がなされている者

4 法令の遵守

公私連携型保育所の運営にあたっては、関係法令、市条例及び本市と締結する協定を遵守すること。

5 募集を行う施設

市が洞保育園

6 事業開始予定年月日

令和7年4月1日

7 利用児童について

在園児について、保護者が引き続き市が洞保育園の利用を希望する場合は、公私連携型保育所以降以後も当該利用児童を引き継ぐこと。また、在園児が現に使用する保育用品について、引き続き使用できるものとし、その他の必要保育用品の購入は、原則、保護者の任意とするが、保育に支障があると認められる場合は、都度、協議すること。

8 協定期間内における財産の取り扱い等

(1) 土地・建物

現に使用している土地・建物については、無償で貸付けする。

(2) 備品・消耗品等

現に使用している備品等は、無償で貸付けする。ただし、それに係る保険費用、修理費用等は、公私連携保育法人の負担とする。なお、貸与物品は、協定終了後において点検整備のうえ返却すること。

備品等が経年劣化等により用に供することができなくなった場合は、本市と協議の上廃棄し、必要に応じて、公私連携保育法人が購入又は調達すること。消耗品は、公私連携保育法人が調達すること。

(3) 施設の修繕

ア 上記8(1)及び(2)でいう、土地・建物、備品等を施設という。

イ 公私連携型保育所に移行後は、施設の維持、修繕、工事等は、公私連携保育法人の費用負担により行うこと。また、施設の修繕計画に応じた必要資金を、公私連携型保育法人における積立等により適正に確保すること。

ウ 施設周辺に対する騒音及び交通への影響等があると想定される場合は、十分配慮すること。

(4) 施設の修繕等に関する協議

保育園の施設修繕、改修工事等において、下記項目に関するものについては、当該工事等の計画に先立ち、本市と協議のうえ実施すること。

【項目】

ア 屋根の修繕・改修に関するもの

イ 屋根防水、開口部及び外壁シーリング防水の修繕・改修に関するもの

ウ 外壁の修繕・改修に関するもの

エ 空調設備の修繕・改修に関するもの

オ 昇降機の修繕・改修に関するもの

カ 消防設備の修繕・改修に関するもの

キ 機械警備等防犯設備の修繕・改修に関するもの

ク 受電設備(キュービクル)、電気盤の修繕・改修に関するもの

- ケ 給湯設備の修繕・改修に関するもの
- コ 厨房備品の修繕・改修に関するもの
- サ 増改築に関するもの
- シ その他（現に使用している施設に変更を加える場合）

(5) 施設の維持管理等に関する報告

公私連携保育法人は、毎年度の9月及び3月の末日に、それまで実施した施設の保守点検、修繕、改修工事等を記録した書面を本市に提出することにより報告すること。

9 保育所運営に係る財政支援について

- (1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づき、本市は、施設型給付を委託費として公私連携保育法人に支払う。
- (2) 施設型給付費のほか、保育実施内容に応じて、本市は、長久手市民間保育所補助金交付要綱に基づき運営費に対する補助を行う。
なお、当該補助は、運営年度の予算成立を条件とする。

10 保育事業等

- (1) 本市の子育て支援を理解し、保護者のニーズに応じて次の地域子ども子育て支援事業を実施すること。

ア 0歳(生後6か月経過後の翌月1日)～5歳児までの保育(私的契約児を含む。)を実施し、

定員構成は、下表のとおりとすること

定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
133人	9人	16人	18人	30人	30人	30人

イ 午前7時30分から午後6時30分までの保育を実施するとともに、午後7時までの延長保育を実施すること。

ウ 土曜日の保育は、午前7時30分から午後6時まで実施すること。

エ 長久手市一時保育事業実施要綱に基づき、一時保育事業を実施すること。

オ 地域住民との交流活動を実施すること。

カ 自園調理を実施すること。

キ 園長会議等の必要な会議に出席すること。

- (2) 第三者評価を受審し、その結果を公表すること。
- (3) 次に掲げる職員配置以上の常勤職員を配置すること。

職種	人数
園長	1人 ・専任とし、保育所又は幼稚園において、 <u>10年以上実務経験がある保育士</u> ・健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意のある者で、良好な勤務実績を有する者
主任保育士	1人 ・専任とし、保育所又は幼稚園において、 <u>5年以上実務経験がある保育士</u> ・健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意のある者で、良好な勤務実績を有する者
フリー保育士	2人 ・他の保育士の勤務時間帯を調整するために配置する保育士
クラス担当保育士	0歳児・・・ 3人につき保育士1人 1歳児・・・ 4人につき保育士1人 2歳児・・・ 6人につき保育士1人 3歳児・・・ 20人につき保育士1人 4歳児・・・ 30人につき保育士1人 5歳児・・・ 30人につき保育士1人 <u>※ クラス担当保育士の3分の1以上は、3年以上の保育経験がある保育士を配置すること。</u>
障がい児保育担当保育士	保育士の加配 ・原則、障がい児4人につき1人の保育士を配置すること。
調理員	3人以上 ・3年以上の集団給食の実務経験がある者を3人以上配置すること。

11 児童館事業等

(1) 事業概要と契約方法

本項目の事業については、公私連携保育法人予定者との間で別途、委託契約を締結します。

詳細は、「【参考】長久手市立市が洞保育園・市が洞児童館の現状」を参照すること。

ア 児童館事業

児童館ガイドライン（平成30年10月1日子発1001第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づく、児童館の運営に係る業務を行うこと。

イ 放課後児童クラブ事業

「放課後児童クラブ運営指針（平成27年3月31日付け雇児発0331第34号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」に基づく、放課後児童クラブの運営に係る業務を行うこと。

なお、本市は、令和6年4月から、国が進める「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、原則各小学校内で、放課後児童クラブと放課後子ども

教室の一体的な運営を実施し、校内における放課後児童の居場所を創出を行うものである。このことから、本市の保育内容に準じた運営実施と状況に応じた変更があることも留意すること。

(2) 児童館業務の人員の配置に関すること。

ア 児童の遊びを指導する者として、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第38条第2項に該当し、児童福祉施設に実務経験のある者を常時2人以上配置すること。また、その内1人は、統括責任者（館長）として児童福祉施設に5年以上実務経験がある者を配置すること。

イ 配置する人員の勤務形態は、労働基準法等を遵守し、児童館の運営に支障がないようにすること。

ウ 職員の資質向上を図り、児童館の管理運営に必要な研修を実施すること。

(3) 放課後児童クラブの人員の配置に関すること。

「長久手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月30日条例第27号）」に基づき必要な人員等を配置すること。

12 募集等

(1) 提出方法

ア ホームページに掲載している応募書類を作成し、受付窓口（担当窓口）へ提出すること。

※応募書類については、窓口での配布はしておりませんので、ホームページをご確認ください。

イ 提出部数は、正本1部、副本7部（コピー可）。提出時は、応募書類一覧の順番に並べ、インデックスを付け、フラットファイルに綴じて提出すること。

ウ 所定の様式以外は、原則としてA4（縦）とすること。

エ 応募書類は、事前に子ども部子ども未来課保育係まで連絡のうえ、持参し提出すること。

(2) 受付窓口（担当窓口）

長久手市子ども部子ども未来課保育係

長久手市岩作城の内60番地1（長久手市役所本庁舎2階）

TEL 0561-56-0615

FAX 0561-63-2100

(3) 募集期間

令和5年11月20日（月）午前9時から、令和5年12月14日（木）午後5時まで

(4) 質問期間・施設見学

今回の募集に関する質問事項は、別紙質問票により12月4日（月）までに子ども未来課へメールにて提出すること。12月7日（木）までにホームページ上で回答する。

施設見学については、11月22日（水）正午までに、子ども未来課へ電話連絡すること。日程を協議の上、子ども未来課職員立会いのもと見学する

こと。

- (5) 応募書類一覧
別表1のとおり

- (6) その他

ア 応募書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本事業において公表する場合、その他本市が必要と認める場合は、応募書類の全部、又は一部を使用できるものとする。

イ 書類の作成及び提出による費用は、法人の負担とし、提出された書類は、返却しないものとする。

ウ 申請書類は、公文書公開の対象文書となるため、長久手市情報公開条例（平成13年長久手町条例第24号）の規定に基づき公開することができるものとする。

13 審査等

- (1) 審査委員会の設置

有識者等で構成する長久手市公私連携保育法人選定委員会（以下、「委員会」という。）において、書類審査及びプレゼンテーション審査（ヒアリングを含む。）を行ったうえで採点し、合計点が最も高い応募者を公私連携保育法人として選定する。

一次審査：提出書類による審査

二次審査：選考委員会による応募書類及びプレゼンテーション審査

- (2) 一次審査（書類審査）

事務局において、応募条件の適否等について書類審査を行う。書類審査により要件を具備していない場合は、正式審査に付さないこととし、その旨を当該法人に対し通知する。また、四者以上の応募があった場合、各審査委員が、評価基準に基づき提案の優劣を判定する。その判断に基づく採点の合計により、点数が上位の三者に対し、二次審査を行う。

- (3) 二次審査（プレゼンテーション審査）

ア 施設の管理・運営を継続的かつ安定的に行い、質の高い保育を提供することができる事業者を審査するため、別表2の審査基準に基づくプレゼンテーション審査により審査する（説明時間は10分程度を予定。説明者は3名以内とすること。）。
イ 審査の時期は、1月を予定（日程は、応募法人に後日連絡）。
ウ 審査結果については、長久手市公私連携保育審査委員会による審査後、文書で通知するとともに、本市ホームページで公表。
※審査内容及び選考結果等に関する異議には応じない。
エ その他審査については、応募法人に後日説明。

14 公私連携保育法人予定者

プレゼンテーション審査等により、第1順位と選定された応募法人については、改めて本市と協議し、協議成立後、仮協定を締結し、公私連携保育法人予定者となる。協議が成立しない場合や辞退があった場合は、選定第2順位の応募法人と協議を行う。

(仮) 協定締結事項

- ①協定の目的となる公私連携型保育所の名称及び所在地
- ②公私連携型保育所等における教育・保育・子育て支援事業に関する基本的事項
- ③本市による必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項
- ④協定の有効期間
- ⑤協定に違反した場合の措置(改善計画等)
- ⑥その他公私連携型保育所の設置及び運営に関し必要な事項等(例 公私連携保育法人が実施する施設の維持管理・修繕・改修工事に関する事項等)

15 公私連携保育法人の指定(令和6年3月以降を予定)

施設等の無償貸付、必要な条例改正などの議会付議事項の議決後、市は、公私連携保育法人予定者と正式な協定を締結し、その後に、公私連携保育法人として指定する。公私連携保育法人は、令和7年4月の公私連携型保育所運営開始までに、定款の変更、各種必要な県への届出等を適正に処理すること。

16 協定の有効期間、協定の特約事項

(1) 協定期間

当初の協定期間は10年とする。その後の協定期間については、協議の上決定する。

(2) 協定に違反した場合は、本市の指導に従うこと。

17 引継ぎ

教育・保育の内容及び運營業務の円滑な引継ぎの実施のため、令和6年度を引継ぎのための協議・準備期間とし、公私連携保育法人予定者の負担において令和6年4月以降より市が洞保育園の運営内容を確認し、在園児への影響が最小限となるよう引継ぎを受けるとする。また、市が洞保育園に勤務する職員のうち、公私連携型保育所の職員となることを希望する者については、積極的に採用するように努めるものとする。

18 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別途協議する。

別表1 応募書類一覧

項目	内容	様式	
1	①公私連携保育法人指定申請書	法人印鑑登録証明書を添付	様式1
	②事業者の概要	◆役員状況、資産・負債の状況、法人経歴、他の経営施設の状況	様式2
		◆代表者及び施設長の履歴	様式3
		◆現在運営している施設又は事業に関する資料(パンフレット等、概要がわかるもの)	別紙
	③法人の定款	原本証明されたもの	原本写し
	④法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	応募申込日前3か月以内に発行されたもの	原本
⑤法人理事会議事録等の写し	本公募への応募、贈与等につき、法人として意思決定していることが確認できるもの。	様式自由	
2	①基本運営方針	《運営方針等説明書》 (1)応募した目的・動機 (2)児童福祉や地域福祉の関わり (3)保育理念・事業方針等 (4)子どもの受入れ体制 (5)子どもの健康状態を把握するための方策 (6)給食提供体制等 (7)児童館運営について (8)児童クラブについて (9)安全管理策や安全確保のための具体策 (10)開設準備 (11)引継ぎ (12)学校、地域等との連携、付加サービス (13)労働環境の確保、安定雇用の方策 (14)経営の安心・安全性、応募事業の収支・資金計画	様式 4-1~ 4-13
	②従事職員計画(開設後)(採用・雇用方法を含む)	◆資格、経験(採用資格、実務経験について) ◆雇用形態(常勤職員とその他職員について) ◆研修体制(採用時、従事後)	様式自由

		◆配置人員(勤務体制・勤務形態一覧表)	様式 5
	③労働基準法の規定に関する書類 ※現在運営する施設等に関する右記の書類	◆就業規則(労働基準監督署受付印のある事業主控) ※賃金等の別規定も含めて提出のこと	様式自由
		◆時間外労働・休日労働に関する協定届(労働基準監督署受付印のある事業主控) ◆令和4年度労働保険概算・確定保険料申告書(事業主控) ◆健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書(一部) ※全員分は不要	法定様式
3	①資金計画	◆収支シミュレーション	様式 6
		◆収支シミュレーション(人件費内訳)	様式 7
		◆その他、人件費試算等の資料	様式自由
		◆社会福祉法人は、収支シミュレーションに加えて事業活動収支計算書と資金収支計算書を提出のこと	標準様式
	②決算書等	◆直近3年間の決算書類 ◆法人税及び法人市民税について、滞納のないことの証明書(前3事業年度分) ◆預金残高証明書(自己資金分について、応募申込日前1か月以内に発行されたもの) ◆借入残高に関する法人の申出書(借入残高がある場合は、応募申込日前1か月以内に発行された残高証明書を添付) ◆代表者の所得税及び市県民税について、滞納のないことの証明(前3年分)	様式自由
4	その他	◆誓約書	様式 8

別表 2 公私連携保育法人審査基準

審査項目	審査事項	主な対象様式	配点
事業者の基本方針 (10点)	保育所運営の基本理念について	様式 4-3	5
	児童福祉事業への熱意について	様式 4-1	5
経営の安定性と計画の妥当性 (25点)	事業者の経営状態と事業の継続性、代表者について	様式 2、3、4-13	5
	保育所等の運営実績	様式 2、4-2	5
	他の保育所等の運営の健全性	様式 2	5
	収支計画の妥当性	様式 6、7	5
	引継ぎの計画と在園児への配慮	様式 4-10	5
事業の運営方針 (50点)	職員の人材確保のための方策	様式 4-9、5	5
	職員に対する研修及び人材育成に対する考え方	様式 4-12	5
	年間保育計画・指導計画策定に向けての考え方	様式 4-3	5
	健康管理・保健に関する考え方	様式 4-5	5
	児童館運営について	様式 4-7	5
	児童クラブの運営について	様式 4-7	5
	事故防止等の安全対策	様式 4-8	5
	要望、苦情に対する対応について	様式 4-4	5
	子どもの人権(虐待、障がい、外国人)	様式 4-4	5
	給食提供体制	様式 4-6	5
公私連携型保育所としての適格性 (15点)	学校、地域等との連携・交流	様式 4-11	5
	特色ある保育サービスについて	様式 4-11	5
	適切な保育を実施するための取り組みについて	様式 4-2	5
合計			100

〈同一項目について、過半数の委員が2点以下(配点10点の項目は4点以下)を付けた項目がある場合は、その事業者は選定されないものとする。〉

【参考】長久手市立市が洞保育園・市が洞児童館の現状

1 施設の概要

- (1) 名称 長久手市立市が洞保育園・市が洞児童館
- (2) 所在地 長久手市市が洞一丁目401番地
- (3) 敷地面積 2,000.91 m²
- (4) 建築面積 922.38 m²
- (5) 延床面積 1,942.36 m²
(保育所部分 931.96 m²、児童館部分 330.76 m²、共用部分 679.64 m²)
- (6) 建物構造 鉄骨造（1階、2階）
鉄筋コンクリート造一部鉄骨・鉄筋コンクリート造（地下階）地上2階、
地下1階建
- (7) 施設内容
 - ア 保育所部分 保育室、一時保育室、遊戯室、事務室、調理室他
 - イ 児童館部分 遊戯室、集会室、図書室、乳幼児室、事務室他
 - ウ 駐車場部分 保育園及び児童館共有で13台、職員用駐車場2台
- (8) 定員（保育所） 133人
内訳 5歳児30人、4歳児30人、3歳児30人、2歳児18人、
1歳児16人、0歳児9人

2 開所時間及び休所日

- (1) 開所時間
 - ア 保育所
平日 午前7時30分から午後7時まで
土曜日 午前7時30分から午後6時まで
 - イ 児童館
3月から10月まで 午前9時から午後5時30分まで
11月から2月まで 午前9時から午後5時まで

(2) 休所日

休所日は以下のとおりとする。

- ア 保育所
日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、年末年始（12月29日から1月3日まで）
- イ 児童館
日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12月29日から1月3日まで）

3 保育園の運営に関すること

(1) 保育業務

保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に基づき、保護者との連携を密にし、全体的な保育計画及び個別の指導計画のもと、保育園児を保育すること。また、安全の確保、健康の保持等については、細心の注意を払うこと。

- ア 保育時間
保育短時間

全日 午前8時から午後4時まで

保育標準時間

月曜日から金曜日 午前7時30分から午後6時30分まで

土曜日 午前7時30分から午後6時まで

延長保育

月曜日から金曜日 午後6時30分から午後7時まで

イ 一時保育

長久手市一時保育事業実施要綱に基づき、一時保育事業を実施すること。

ウ 障がい児保育

長久手市障がい児保育実施要綱に基づき、保育士を加配して実施すること。

エ 地域型保育施設との連携

市と協議の上、地域型保育施設の連携保育施設となり、地域型保育施設の当該保育所の園庭利用やイベント参加、地域型保育施設への助言等を行うこと。

(2) 給食の実施

ア 給食は、自園調理により提供すること。

イ 子どもの発達、発育状況、栄養状態、生活状況、アレルギー等を把握し、提供する食事の量と質についての計画を立てるとともに、食品や調理方法に配慮した献立を作成し、食事の提供が行われるようにすること。

ウ 食中毒や感染症の発生防止に努め、衛生的かつ安全に行われるよう常に配慮すること。

(3) 行事及び健康診断等

公立保育園で実施している行事及び健康診断等に準じること。

(4) 人員配置

ア 次に掲げる職員配置以上の常勤職員を配置すること。

職種	人数
園長	1人 ・専任とし、保育所又は幼稚園において <u>10年以上実務経験がある保育士</u> ・健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意のある者で、良好な勤務実績を有する者
主任保育士	1人 ・専任とし、保育所又は幼稚園において <u>5年以上実務経験がある保育士</u> ・健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意のある者で、良好な勤務実績を有する者
フリー保育士	1人 ・他の保育士の勤務時間帯を調整するために配置する保育士
クラス担当保育士	0歳児・・・ 3人につき保育士1人 1歳児・・・ 4人につき保育士1人 2歳児・・・ 6人につき保育士1人

	3歳児・・・20人につき保育士1人 4歳児・・・30人につき保育士1人 5歳児・・・30人につき保育士1人 ※ クラス担当保育士の3分の1以上は、3年以上の保育経験がある保育士を配置すること。
障がい児保育担当保育士	保育士の加配 ・原則、障がい児4人につき1人の保育士を配置すること。
調理員	3人以上 ・3年以上の集団給食の実務経験がある者を3人以上配置すること。

イ 配置する人員の勤務体系は、労働基準法（昭和22年4月7日法律番号49号）等を遵守し、保育所の運営に支障がないようにすること。

ウ 職員の資質向上を図り、保育所の管理運営に必要な研修を実施すること。

エ 嘱託医を配置し、園児の健康診断及び健康管理に関する相談を行うこと。
 なお、嘱託医（内科医1人、耳鼻科医1人、歯科医1人）の選定については、あらかじめ市と協議すること。

オ 栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制をとること。

カ 指定期間中は、職員の安定的、継続的な雇用に努めること。

4 児童館の運営に関すること（本公募で決定した公私連携保育法人予定者と別途契約予定内容）

(1) 児童館の事業の実施に関する業務

ア 一般来館者を対象とした日常的な遊びの指導

イ 乳幼児と保護者を対象とした事業

- ・子育て家庭に対する相談・援助を行うこと。【随時】
- ・手遊びや工作、読み聞かせ、リズム体操など乳幼児と保護者が参加できる場を提供し、育児についての情報交換や交流を図ること。【年20回程度】

ウ 児童を対象とした事業

- ・身近な材料を使った工作の実施【月1回（全館共通）】
- ・みんなで楽しむあそびの実施【月1回（全館共通）】
- ・地域のボランティア等の協力によるサークル活動の実施【随時】
 （現在実施しているもの…折り紙、マジック、将棋、書道、三味線等）

エ 大学生と連携した事業の実施【随時】

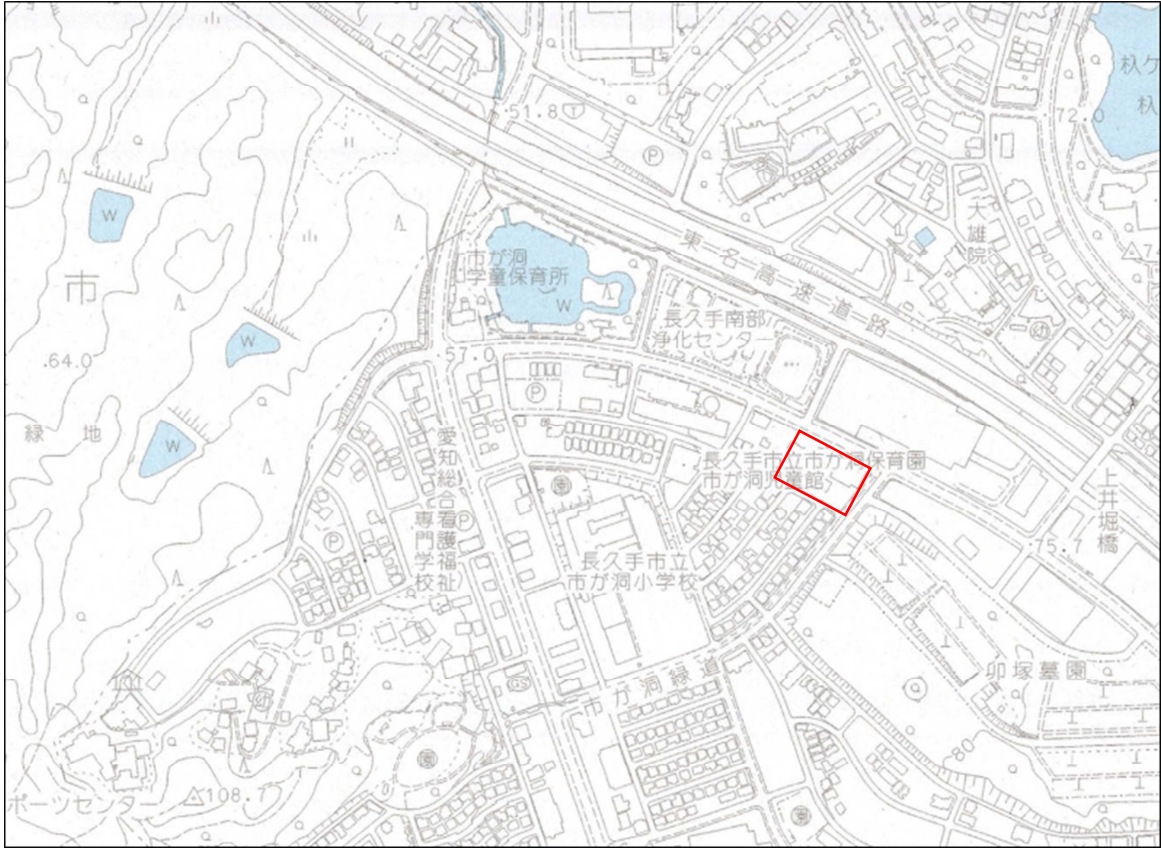
（レクリエーション、工作等）

オ 全児童館が連携して行う事業（以下は過去に実施したもの）

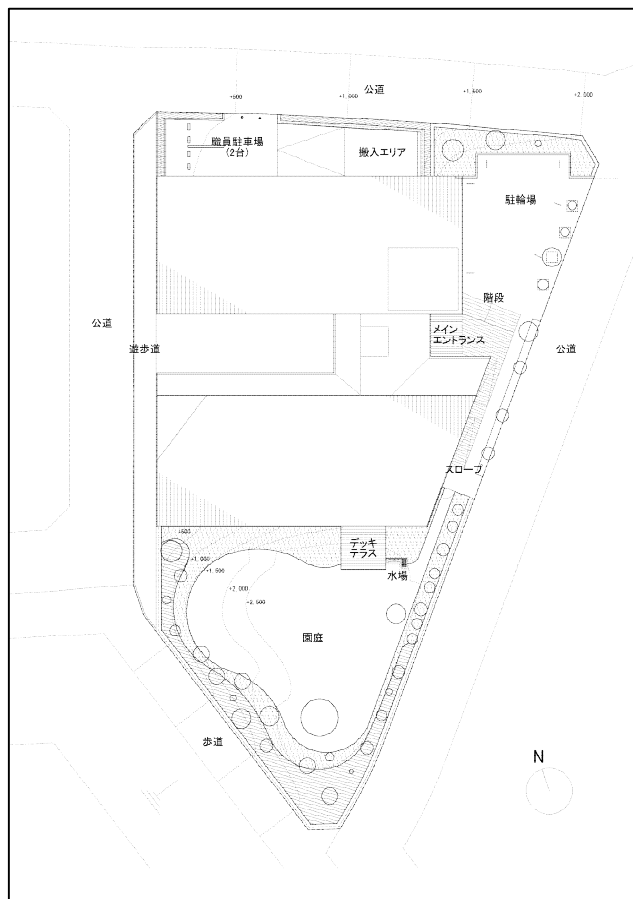
- ・児童館まつり【年1回】
 児童館まつりを実施する中で、児童館を利用する子どもがボランティアとして活動できるよう育成・援助し、地域住民や地域のボランティアと交流を図ること。
- ・人形劇公演【年1回】

- ・料理教室【年9回】
- ・地域ボランティアによる事業
 - 口演童話、絵手紙教室、ネイチャー探検隊等
- カ 地域組織活動との連携
 - ・子ども会、自治会等との連携を図り、地域に根ざした児童館活動を実施すること。
- キ 課題図書を購入など図書室の整備に努めること。
- ク 昼食場所利用申込制度（土曜日、学校の代休日、長期休暇など給食がない日に、保護者が居宅外で就労しているため昼食時間に留守となる家庭の小学生を対象に、児童館で昼食を取ることを許可するもの）を実施すること。
- ケ 通年児童館下校制度（児童クラブの待機となっている小学生を対象に、小学校から直接来館することを許可するもの）を実施すること。
- (2) 児童クラブ事業の実施に関する業務
 - ア 児童クラブ事業
 - 「長久手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月30日条例第27号）」に基づく事業の実施
 - イ 児童クラブとの連携
 - 児童クラブ連絡会議に出席し連携を図ること。
 - ウ 利用者へのおたよりを発行すること。【月1回】
- (3) 市内児童館との連携
 - ア 児童館連絡会議に出席し連携を図ること。
 - イ 児童館まつり等の実施にあたっては児童館相互の連携を図ること。
 - ウ その他児童館相互の情報交換を図ること。
- (4) 児童館だよりを発行すること。【月1回】
- (5) 愛知県児童総合センターとの連携を図ること。
- (6) 人員の配置に関すること。
 - ア 児童の遊びを指導する者として、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第38条第2項に該当し、児童福祉施設に実務経験のある者を常時2人以上配置すること。また、その内1人は、統括責任者（館長）として児童福祉施設に5年以上実務経験がある者を配置すること。
 - イ 配置する人員の勤務形態は、労働基準法等を遵守し、児童館の運営に支障がないようにすること。
 - ウ 職員の資質向上を図り、児童館の管理運営に必要な研修を実施すること。
 - エ 職員は名札を着用すること。

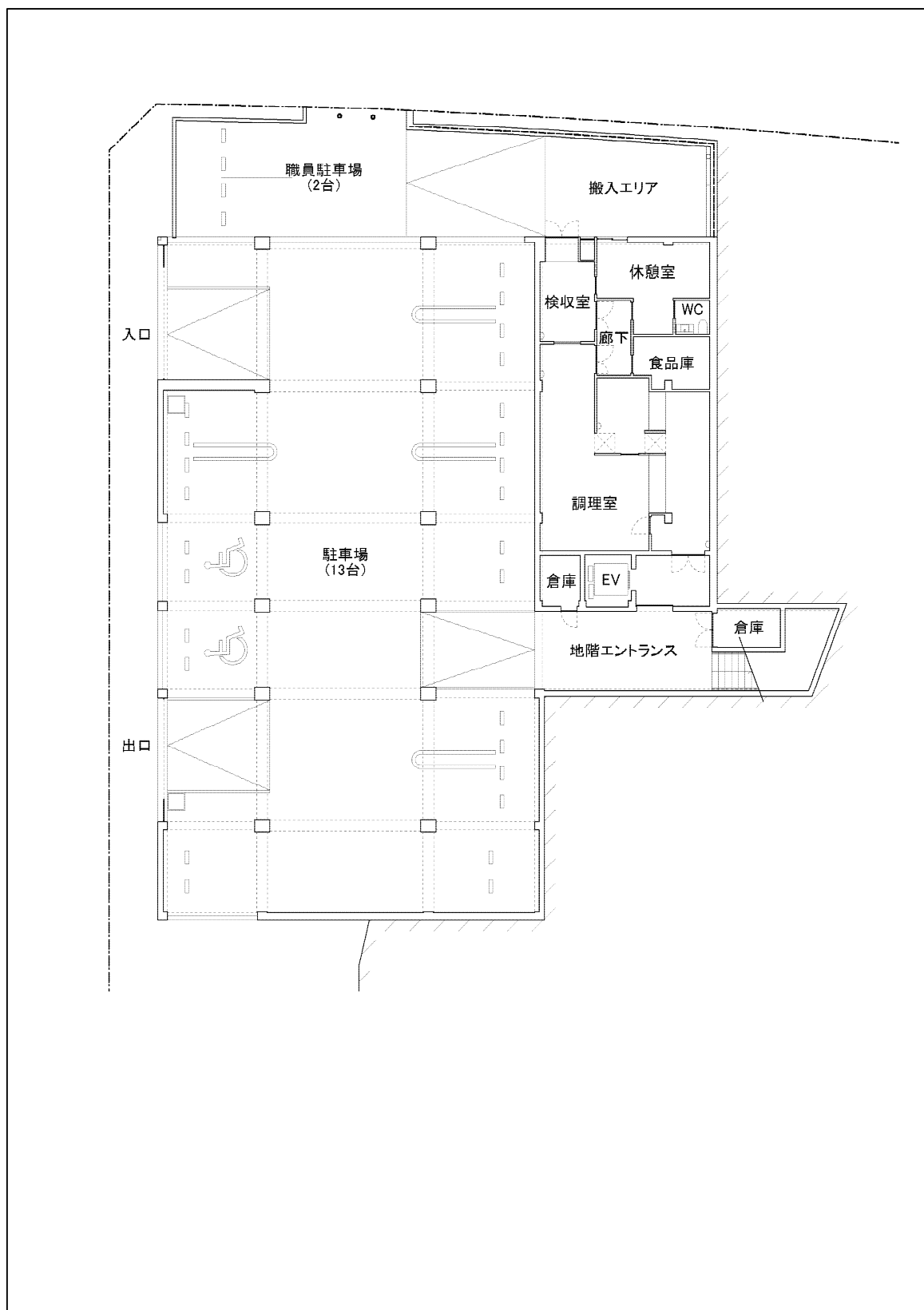
位置図



配置図



平面図 地下1階



1階



2階

